

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、一部の規定について、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、条例改正を行ったものである。

2 改正の概要

国民健康保険税賦課限度額を地方税法施行令で定められた額と同額とした。

■ 国民健康保険税賦課限度額比較表 ■

区 分	改正前	改正後
基礎課税分（医療分）	63万円	65万円
後期高齢者支援金等分	19万円	20万円
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	99万円	102万円

3 施行期日及び適用区分

- (1) 令和4年4月1日から施行した。
- (2) 改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例による。